

企画部における随意契約の実績 (平成30年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	企画調整課	沖縄県PDCA様式エクセルマクロ改修委託業務	平成31年1月17日	2,938,572	株式会社 オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2丁目17番1号	第167条の2 第1項第6号	<p>沖縄県PDCA様式エクセルマクロ(以下、「システム」という。)は、平成29年度に株式会社オーシーシーが構築したものであり、これまでプログラム作成から各工程のシステム検証、改修サポートに一貫して携わってきた事業者以外ではプログラム修正等の対応が困難であり、仮に当該事業者以外が本業務を履行することとなると現行システムのプログラムの解析や設計変更、検証作業等に時間と労力を要するため費用も高額となり、また、現行のプログラムと改修プログラムで齟齬が生じた場合はシステムの障害を発生させ、沖縄県PDCAの円滑な業務実施に著しい支障をきたすおそれがある。</p> <p>そのため、本システムの構築事業者であり、運用上の諸課題に迅速且つ効率的に対応することができる株式会社オーシーシーを契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
2	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る委託業	平成31年3月19日	7,546,680	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	第167条の2 第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため。	長期継続契約・特命随意契約
3	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムにおけるファイアウォールの監視及び保守委託業務	平成31年3月19日	18,371,130	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	第167条の2 第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため。	長期継続契約・特命随意契約

企画部における随意契約の実績 (平成30年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク運用管理委託業務	平成31年 3月1日	11,006,928	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワークの管理運用等は、同ネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため。	長期継続 契約・特命 随意契約
5	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク機器保守管理委託業務	平成31年 3月1日	4,254,768	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワーク機器の保守管理にあたっては、そのネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約
6	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用支援委託業務	平成31年 3月1日	2,518,560	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	システムのメンテナンス等は、同システムの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため。	長期継続 契約・特命 随意契約
7	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末増設機器等の保守管理及び運用支援委託業務	平成31年 3月1日	2,301,048	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワーク機器等の保守管理等にあたっては、そのネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約
8	市町村課	衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙における啓発事業業務委託	平成31年 3月15日	4,575,000	株式会社宣伝	浦添市勢理客4-15-15	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったものの、1社のみの応募であった。同社の企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、同社の提案はポスターリーフレットのデザイン及び街頭啓発の内容等において優れており、各審査員の審査点が基準点を超過したため、契約の相手方として選定した。	